

協会けんぽ かもめだより



第61号 (令和7年・春)

全国健康保険協会
神奈川支部
健康保険委員 事務局
担当：企画総務グループ

今季号のトピックス

- ◆ 令和6年度 健康保険委員表彰受賞者のご紹介
- ◆ 令和7年度 神奈川支部保険料率のお知らせ
- ◆ インセンティブ制度の結果について
- ◆ 資格取得時等にお送りするものが変わりました
- ◆ 健康保険委員研修会のご案内



令和6年度 健康保険委員表彰受賞者のご紹介

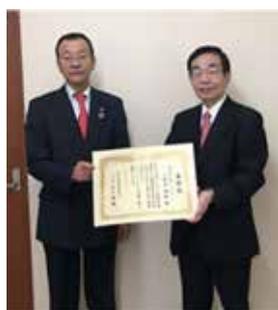
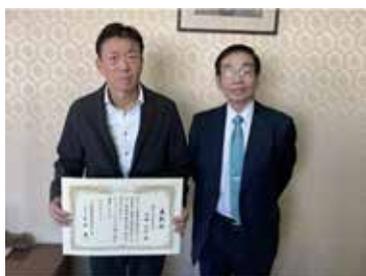
協会けんぽでは、健康保険事業の推進のためにご尽力いただいている健康保険委員のみなさまに感謝の意を表し、毎年、健康保険委員表彰を行っています。

全国健康保険協会理事長表彰者

株式会社 片桐エンジニアリング	小野田 剛敏 様
株式会社 東西荷扱所	健康保険委員 様 順不同

全国健康保険協会神奈川支部長表彰者

株式会社 電商会	平間 文彦 様
株式会社 ファム	澤 春美 様
鈴幸商事 株式会社	長坂 知絵 様
有限会社 互光電気	飯野 由美 様
株式会社 ヨコソー	金川 さやか 様
協同組合湘南ライフタウンショッピングセンター	宇都宮 雄幸 様
アザエンジニアリング 株式会社	長谷川 真理子 様
アクテス京三 株式会社	三宮 亜希子 様
株式会社 鈴木油脂	牧島 梢 様
有限会社 JIN QUALITY	緒方 仁一 様
有限会社 トゥルース	諏訪 信忠 様 順不同



令和7年度 神奈川支部保険料率のお知らせ

令和7年3月分（4月納付分）からの神奈川支部の健康保険料率・介護保険料率はともに引き下げとなります。

令和7年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

健康保険料率 10.02%

9.92%

介護保険料率 1.60%

1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分から変更となります。

インセンティブ制度の結果について

インセンティブ制度とは？

健診の受診やジェネリック医薬品の使用など、みなさまの取組みを5つの評価指標に基づき順位付けし、健康保険料率に反映させる仕組みです。全国で成績の良い15支部に入りインセンティブ（報奨金）の付与を受けることで、健康保険料率の引き下げにつながります。

神奈川支部の令和5年度の実績

5つの評価指標ごとの順位

特定健診等
受診率
45位

特定保健指導
受診率
18位

特定保健指導
対象者減少率
34位

要治療者
医療機関受診率
33位

ジェネリック医薬品
使用割合
42位

総合順位

神奈川支部は…

43位 / 47支部

令和5年度の実績は、令和7年度の健康保険料率に反映されます。神奈川支部は上位15支部に入らなかったため、インセンティブ（報奨金）は付与されませんでした…

協会けんぽの健診を受けましょう!

協会けんぽが健診費用を一部負担していますので、お得に健診が受けられます。健康を維持することが、健康保険料率の引き下げにもつながります。



生活習慣病予防健診 35歳以上の被保険者（ご本人）

【一般健診】 最高18,865円 ↓
自己負担額 最高5,282円

メタボ・5大がん
(肺・胃・大腸・子宮・
乳房)の検査もできます。

特定健診 40歳以上の被扶養者（ご家族）

【健診費用】
約7,000円 → 無料※

※健診実施機関によっては費用がかかる場合がございます。

保険証は発行されません！！

資格取得時等にお送りするものが変わりました

令和6年12月2日より健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みへと移行しました。移行に伴い、協会けんぽの資格を取得した際に送付するものや、すでに発行されている健康保険証の取り扱いについてご案内いたします。

資格情報のお知らせ、資格確認書、 高齢受給者証、健康保険証の取り扱いについて

送付物	発行対象者	医療機関等受診時の使い方	返却について※1
資格情報のお知らせ  紙製	新規加入されたすべての方	オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証※2両方を提示。 資格情報のお知らせのみでは医療機関等を受診できません。	不要
資格確認書  プラスチック製	・資格取得届や扶養異動届で資格確認書発行要否欄にチェックされた方 ・マイナ保険証をお持ちでない方※3	医療機関等へ提示	有効期限内：要 有効期限後：不要 有効期限は 最大5年間 です。
高齢受給者証	70歳以上の方	医療機関等へ提示 （マイナ保険証で受診される場合は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際に必要）	要
健康保険証	なし 令和6年12月2日より新たに発行されなくなりました。	退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日までは受診する医療機関等へ提示（令和7年12月2日以降はご使用いただけません。）	退職日が令和7年の12月1日まで：要 12月2日以降：不要

※1) 返却は、日本年金機構 事務センター までお願いします。

※2) マイナ保険証とは、マイナンバーカードを保険証利用登録したものです。

※3) 資格取得から30～50日後に発行します。

事業主様、事務手続きご担当者のみなさまへのお願い

○資格取得届、被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、就職後5日以内に日本年金機構の事務センターへご提出ください。
 マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまで、時間を要する場合があります。



○新たに従業員やそのご家族様が加入される際には、マイナンバーカードやマイナ保険証をお持ちであるかご確認の上、**必要な場合は資格確認書発行要否欄にチェック**をお願いします。

(資格確認書発行要否欄にチェックが無くても、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書は自動発行されますが、発行されるまでに資格取得してから30～50日ほどかかります。)

退職後に協会けんぽの任意継続被保険者を希望の方へのご案内

退職などで健康保険の資格を喪失した場合には、任意継続被保険者、国民健康保険、ご家族の健康保険（被扶養者として加入）など、引き続き何らかの健康保険の加入手続きをする必要があります。協会けんぽの任意継続被保険者としてご加入を希望される方は、お住いの協会けんぽ都道府県支部に申出書をご提出ください。

加入要件：退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
手続き：お住いの協会けんぽ都道府県支部へ、退職日の翌日（資格喪失日）から土日祝日を含めた20日以内に任意継続被保険者資格取得申出書※を提出
(申出書は機械処理をするため、コピーしたものは使用しないようお願いします。)



※マイナ保険証を所持していない等で資格確認書の発行が必要な方は、**資格確認書交付申請書を任意継続被保険者資格取得申出書とあわせてご提出ください。マイナ保険証をお持ちでなくても、任意継続被保険者の方には資格確認書は自動交付されません。**

健康保険任意継続制度について、詳しくはこちらから→
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3270/r147/>



令和6年度 第2回 健康保険委員研修会のご案内



健康保険委員のみなさまを対象とした研修会を動画配信によるオンライン形式で開催しています。配信期間中、好きな時間に興味のある動画を選んで視聴できますので、ぜひご覧ください。

公開予定期間：令和7年5月30日（金） 17：00まで

令和6年度 第2回研修会はこちらから→



研修会URL：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/cat060/2016102803/R6.2>

過去の研修会動画もご視聴いただけます！！
見逃した方やもう一度視聴したい方はぜひご覧ください。

※動画の内容に変更等が生じた場合、予告なく該当の動画の配信を中止することがあります。

過去動画はこちらから→



パソコンではURLに「<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/cat061>」を打ち込むとご覧いただけます。

📌 ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、令和6年以降に発行のかもめだよりのバックナンバーを掲載しております。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/cat060/kamomedayori/>



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

045-270-8431（代表）
お電話のお掛け間違いにご注意ください。

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

